

ちゅうおう 消費者だより

P1 節電
P2~3 消費生活相談
P3 震災に便乗した詐欺・悪質商法にご用心!
P4 米トレーサビリティ法の完全施行
出張相談

第149号
平成23年7月

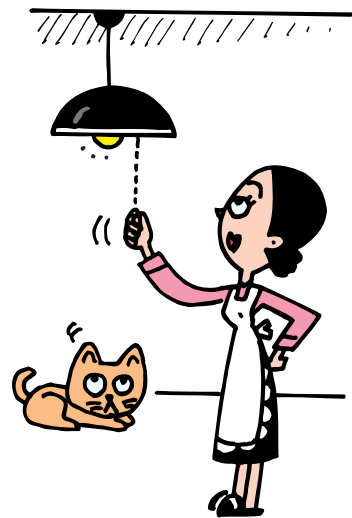
編集発行
中央区
消費生活センター
☎3546-5332

みんなで節電アクション!

東日本大震災のため電力の供給が落ち込んでおります。このためご家庭では、夏の平日9時から20時における使用電力を15%減らすことをめざして、節電にご協力をお願いします。

ご家庭で取り組む対策チェック

- 1 エアコンの室温設定は28℃を心がけましょう。(無理のない範囲で) フィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。
- 2 “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげましょう。
- 3 無理のない範囲でエアコンを消し扇風機を使いましょう。
- 4 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰めこまないようにしましょう。庫内にビニールカーテンを取りつけましょう。
- 5 日中は照明を消して夜間も照明をできるだけ減らしましょう。
- 6 テレビは省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ必要な時以外は消しましょう。
- 7 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、これらを利用しましょう。
- 8 炊飯器は早朝にタイマー機能で1日分を炊いて冷蔵庫に保存しましょう。
- 9 長時間使わない機器は、コンセントからプラグを抜いておきましょう。
- 10 他にも生活スタイルを見直し節電に努めましょう。



消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル ☎3543-0084

平日(月~金曜日)午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を、専門の相談員がお受けしています。

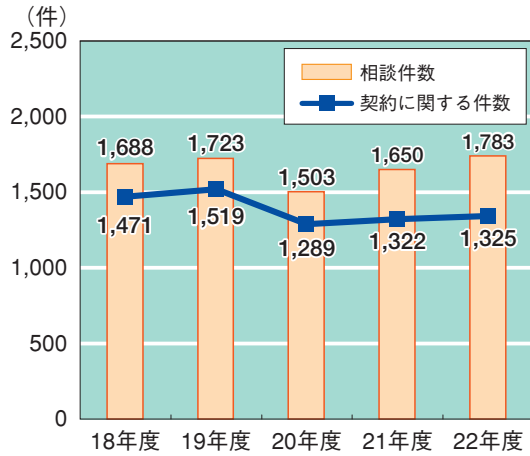
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



概要（平成22年度）

平成22年度相談実績概要

年度別相談件数の推移



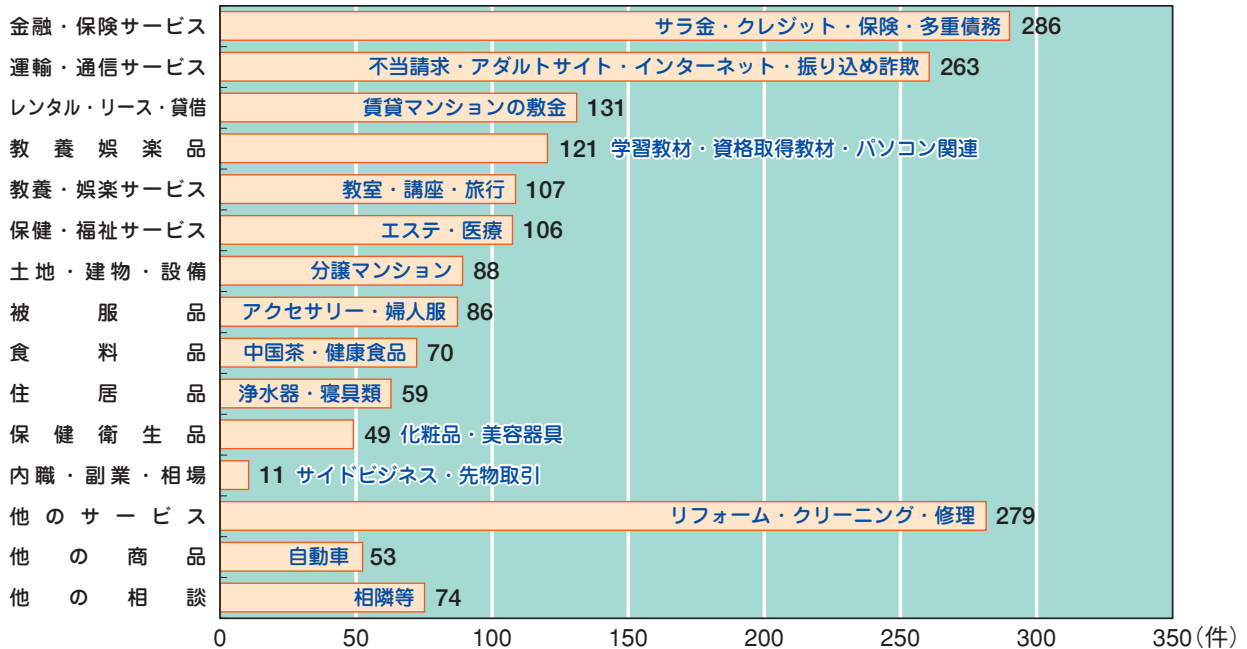
中央区の消費生活相談に寄せられる相談は、不当請求や架空請求をはじめ、しつこい電話勧誘、悪質商法など多種多様な内容となっています。

相談件数では、16年度の2,684件をピークに17年度以降減少傾向にありましたが、20年度からまた増加し始めています。22年度は1,783件で前年と比較して、133件、比率で8.1%増加しました。

22年度はサラ金・多重債務等の相談が第1位

商品・役務（サービス）別相談件数

【総数1,783件】



22年度はサラ金や多重債務などの相談件数が286件で全体の第1位です。これは、22年6月からの貸金業法の完全施行による相談や大手消費者金融業者の倒産による過払い金請求の相談などが増えたことによるものです。毎年度相談件数上位の架空・不当請求等の相談件数は、263件で依然トラブルは多発しています。

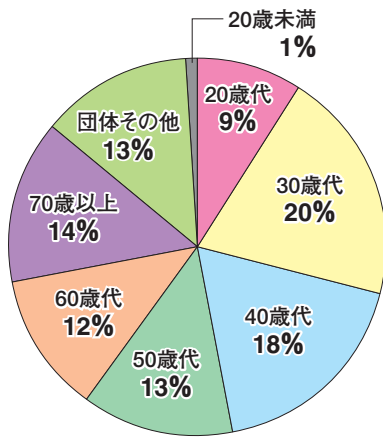
被害を防ぐためには

最近、手口が非常に巧妙で複雑な悪質商法が増えています。

たとえば、電力・ガス会社の社員、水道事業所の職員をかたり点検と偽って家上がりこみ高額な商品売りつけたり、その後何度も繰り返し被害にあわせることもあります。消費者がトラブルにあわないためには、積極的に商品や契約の知識を身につけ、勧誘を受けてもはっきりと断ることが大事です。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、一人で悩まずに消費者相談にお気軽に相談してください。専門の相談員がお受けしています。

契約当事者の年齢別割合



震災に使乘した詐欺・悪質商法にご用心！

東日本大震災で被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

大規模な震災の後には災害に使乘した点検商法やかたがり商法など悪質商法が横行します。

皆様の善意や不安な気持ちにつけこむ、悪質な勧誘や義援金詐欺などの相談が本区をはじめ全国の消費生活センターに寄せられています。

不審なことがあれば、すぐに本区消費生活センターにご相談ください。

ご相談は、表紙の専用ダイヤルをご利用ください。

だまされないために

1 その場で決めない。

家族に相談したり消費生活センターなどに問い合わせてください。見積もりがある場合は数社から見積もりをとって比べましょう。

2 一人で悩まない。

契約してしまったら、一人で悩まず家族や消費生活センターへ相談を！なんとかなることもあります。

3 深追いしない。

損した分を取り返せるという触れ込みの詐欺もあります。

お金が絡むことには慎重に！不審に感じたらすぐに応じず、最寄りの警察に相談しましょう。

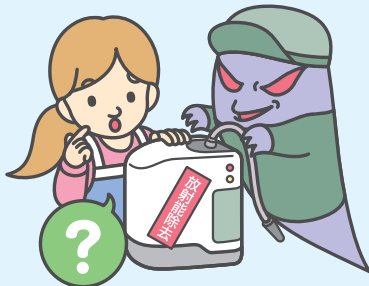
〈中央区に寄せられた相談事例〉

(事例1)

家の改築工事の、竣工があと3カ月の予定だったが、地震のため建材が入手できず先行きが分からないと言われた。工期が延びた時の仮住まいの家賃や駐車場料金などの補償を業者に求めたい。

(事例2)

放射能を除去するという浄水器を購入するか検討中である。そこでこの浄水器の効果を調べて欲しい。



消費生活センターの 出張相談 をご利用ください!

毎月1回、各特別出張所へ出張して相談(面談)を行っています。お気軽にご相談ください。中央区消費生活センターの消費生活相談員がお受けします。

対象 在住・在勤・在学者

相談場所および日時

毎月 第3火曜日 午後1時～4時

日本橋特別出張所

中央区日本橋蛸殻町1-31-1
日本橋区民センター1階



毎月 第4金曜日 午後1時～4時

月島特別出張所

中央区月島4-1-1
月島区民センター1階



ただし、祝日および年末年始を除く。

問合せ先

中央区消費生活センター
電話 3546-5332

平成23年7月1日から
米トレーサビリティ法が完全施行され

**「産地情報を一般消費者に伝達」
することが義務づけられました!**

消費者の皆様がお米や米加工品を安心して食べることができるよう平成22年10月から「米トレーサビリティ法」が段階的に施行されています。これに基づき、お米などが「いつ、どこで、だれが、どのように」生産し、流通したのか、事業者が記録し保存しておくことで何か問題が発生したときに流通ルートを早期に特定できるようになりました。現在、米・米加工品を販売・提供するときに、「取引の名称や産地、搬出入などの記録・保存」を事業者が義務づけています。さらに7月1日からは「産地情報」が消費者の皆様へ伝えることが義務づけられました。



◆対象商品

- 米穀(玄米・精米など)
- 米粉や米こうじなどの中間原材料
- 米飯類(弁当、おにぎり、ライスバーガー、赤飯など)
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

◆産地情報の提供方法(例示)

- ・商品の包装に産地情報を記載
- ・商品の包装に「産地を知ることが出来る方法」を記載
- ・店内に「産地を知ることが出来る方法」を掲示し店員等が説明
- ・店内に産地情報を掲示
- ・メニューに産地情報を記載
- ・購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示 など

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です!

